

豊川市発注工事におけるICT活用工事の推進に関する試行方針

1 ICT活用の推進

国・愛知県におけるICTの全面的な活用推進への取組状況を踏まえ、現場の生産性向上や品質確保を図るため、豊川市が発注する建設工事（一般土木）において、以下のとおりICT活用工事の試行に取り組むものとする。

なお、運用にあたっては、ICT活用工事实施要領（愛知県建設局及び都市・交通局）を豊川市に読みかえて実施するものとする。

1-1 ICT活用を推進する工種

豊川市の発注工事における、下記の工種とする。

- (1)土工
- (2)舗装工
- (3)河川浚渫
- (4)舗装工（舗装修繕工）
- (5)地盤改良工
- (6)作業土工（床掘）
- (7)付帯構造物設置工
- (8)法面工
- (9)土工（1000 m³未満）
- (10)小規模土工
- (11)構造物工（橋脚・橋台）
- (12)基礎工
- (13)擁壁工
- (14)コンクリート堰堤工

2 実施体制

ICT活用工事の推進に当たっては、豊川市が一体となって取り組む体制を整備し、ICT活用工事の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、発注担当課へ周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

3 ICT活用の推進を図るための措置

3-1 ICT活用工事

ICT活用工事とは、以下に示すように、(1)～(5)の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。

- (1) 3次元起工測量
- (2) 3次元設計データ作成等
- (3) ICT建設機械による施工
- (4) 3次元出来形管理等の施工管理
- (5) 3次元データの納品

なお、ICT建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3-2 工事の発注及び設計変更

豊川市の発注工事において、ICT活用工事の適用対象とする場合は、特記仕様書に明示する。

ICT活用工事を実施する場合、以下の発注方式に応じて、「積算基準及び歩掛表（愛知県建設局）」、「ICT活用工事（各種）積算要領 愛知県」により必要な経費を計上する。

3-2-1 発注者指定型

発注者指定型によりICT活用工事を発注する場合、特記仕様書に発注者指定型であることを当初から明示する。

発注者指定型の場合、発注に当たっては、当初からICT対象工種の必要な経費を計上することとし、設計変更により「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」について妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

3-2-2 受注者希望型

受注者希望型によりICT活用工事を発注する場合、特記仕様書に受注者希望型であることを明示する。

受注者希望型の場合、発注に当たっては、当初は従来の積算基準を用いることとし、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」並びに「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」及びICT対象工種の必要な経費について妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

3-2-3 施工承諾によるICTの活用

特記仕様書にICT活用工事の適用対象明示していない場合においても受注者の希望によりICT活用工事を実施できるものとする。この場合において受注者発議による施

工承諾により実施できるものとするが、ICTの活用に必要な経費は全て受注者の負担とする。

3-3 工事成績評価における評価

ICTを活用した工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

3-3-1 発注者指定型

発注者の指定によりICT活用工事を実施した場合、「創意工夫」項目の「施工関係」－「その他」で0.4点加点評価するものとする。なお、発注者指定型において、ICT活用工事を実施しなかった場合は、ICT活用工事に必要な経費は計上しない（設計変更により減額する）ものとする。加えて、工事成績評価における「法令遵守等」項目で5点減点するものとする。ただし、受注者の責に帰すべき事由がないときはこの限りでない。

3-3-2 受注者希望型

受注者の希望によりICT活用工事を実施した場合、「創意工夫」項目の「施工関係」－「その他」で0.4点加点評価するものとする。

3-3-3 施工承諾によるICTの活用

施工承諾によりICTを活用した工事を実施した場合、「創意工夫」項目の「施工関係」－「その他」で0.4点加点評価するものとする。なお、複数のICT施工技術を活用しても、0.4点から更に加点評価しないものとする。

4 ICT活用の推進のための当面の留意点

ICT活用の推進にあたって、受注者が円滑にICTを導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT活用の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた・監督・検査を実施するものとする。

4-2 現場見学会等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、官民等を対象とした研

修、講習会、見学会等を適宜実施するものとする。

5 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者協議の上で決定する。

附則

令和8年4月1日施行